

区 分	定額保険料	付加保険料こみ
1 か 月	9,700円	10,100円
1 年 (平成4年4月～5年3月)	116,400円	121,200円
1 年前納 (平成4年4月～5年3月)	113,590円	118,270円
割 引 額	2,810円	2,930円

国民年金保険料

4月から 9700円に



4月から国民年金保険料が月額9700円に引き上げられます。(付加保険料を納めている方は10,100円)。国民年金は加入者の保険料と国の負担でまかなわれていて、働く若い世代が納める保険料で、今のお年寄りの年金を支えていく仕組みになっています。

高齢化が進むにつれて年金をもらう人が年々増えてい

年金を支えるのはあなた

をさげながら段階的に引き上げていくわけです。

受給額も多額になってきています。現在の保険料額は年金額からみて、かなり低めの額になっていますが、保険料と年金額のバランスや生活水準などを考慮し、いつの時代にも年金制度が健全に運営できるようにみなさんの急激な負担



老後の安心のためにも保険料の引き上げにご理解をお願いします。

有利な前納

平成4年4月30日までに1

保険料は 便利な口座振替で

国民年金の保険料は、町で発行する納付書で毎月、金融機関(郵便局は除く)に出向いて納めるようになってきます。気をつけているようでもうっかり忘れてたりして、これがたび重なるとうるさく滞りに結びついてしまうこともあります。そして、いざ、年金が必要になったときにもらえないということになりかねません。そんなことにならないように口座振替にしたらいかがですか。納め忘れもなく安心です。手続きは、預金通帳と印鑑をお持ちのうえ、役場住民課

年金係、または預金口座のあ

年分、または一定期間分の保険料をまえて一度に納めますと、保険料が割り引きされお得です。また、毎月納める手間がはぶけますのでご利用ください。

る金融機関へお申し込みください。



保険料を納める のが困難な人へ

事故や病気などで働くことができず保険料を納めることが困難な人は、保険料の免除制度があります。免除を受けたい人は、印鑑を持って住民課年金係へ申請してください。くわしいことは、住民課年金係(☎内線247)へ。